

内部質保証方針（大学・短大）

1. 内部質保証の基本的な考え方

宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部（以下、「全学」という。）は、それぞれの使命・目的達成のため、教育研究の内容及び水準について自ら点検評価し、常に向上を目指し改善に取り組むことで、内部質保証を行う。また、ステークホルダーや社会に対して、その成果を積極的に公表する。

2. 内部質保証のための組織及び役割

(1) 大学評議会

全学の最高審議機関である大学評議会が、内部質保証の責任を担う。大学評議会は、全学の管理・運営に係る重要事項を審議するが、内部質保証に係る事項も審議し、各部局に対して周知を図る及び指示を出す中心的な役割を果たす。

(2) 教学マネジメント委員会

大学評議会の直下に置かれ、全学の教学マネジメントを担当する組織である。内部質保証においては、「3つのポリシーに関するアセスメントポリシー」に基づいて、教学に関する活動実績の評価、重点取組課題の抽出、改善案の提案を行う。また授業改善のFD・SDに係る事項も担当する。

(3) IR室

IR室は、宇部フロンティア大学運営組織規程に基づいて設置する組織である。内部質保証においては、教学に関する各種調査の実施、データの収集・分析を行い、本学の教学マネジメントに関するPDCAサイクルの実践に資する情報を提供する。

(4) 自己点検・評価委員会

大学評議会の直下に置かれ、全学の自己点検・評価報告書の作成や中期計画の立案・進捗管理をする委員会である。内部質保証においては、自己点検・評価報告書を作成する。また、中期計画において、内部質保証に係る事項を計画する。

(5) FD・SD委員会

大学評議会の直下に置かれ、教職員のFD・SDを推進する全学組織である。内部質保証においては、FD・SD研修会の計画及び実施を行う。必要に応じて、他の組織とも連携してFD・SDを推進していく。

(6) 大学各学部・研究科、短大各学科及びその他の組織

大学各学部・研究科、短大各学科及びその他の組織は、大学評議会または(2)～(4)に示す委員会からの伝達を受け、内部質保証に係る事項を実施する。また、その組織員はFD・SD研修会にも参加し、自らの能力の向上・研鑽に努める。

3. 内部質保証の手続き

内部質保証の検証結果として、自己点検・評価委員会は毎年自己点検評価書を作成する。大学評議会及び理事会は、自己点検評価書を審議・承認し、それをホームページ等で公表する。